

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令を次のように定める。

第一号。以下「法」という。第十九条第六項第一号に規定する総務省令で定める書類は、法及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号。以下「令」という。）の規定に基づき主務大臣に提出する書類とする。

第二條 法第十九條第七項に規定する總務省令で定めるものは、獨立行政法人會計基準（平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた獨立行政法人の會計に関する研究の成果として公表された基準をい、この省令に準ずるものと適用されるものとする。）の定めるところにより、獨立行政法人が議決権の過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社とする。

第三条 法第三十八条第四項第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2 法第三十八条第四項第二号に規定する措置であつて総務省令で定めるものは、前項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

法第三十九条第二項第二号に規定する総務省

令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
(子会社の範囲)

第五條 令第十三條第一号に規定する当該中期目標管理法人により財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している営利企業等で総務省令で定めるものは、中期目標管理法人により財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配されている会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）（以下「子会社」という。）とする。この場合において、当該中期目標管理法人及びその子会社又は当該中期目標管理法人の子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、当該中期目標管理法人の子会社とみなす。

前項に規定する子会社とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて中期目標管理法人から意思決定機関を支配されていないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

一 中期目標管理法人が会社等（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属關係が存在しないと認

分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算

イ 自己の計算において所有している議決権の要件に該当する場合における当該会社等

と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、会社等の議決権の過半数を占めていること。

で自己が会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めて

二 会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び次条第二号ロ（二）において同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

中期目標管理法人が、自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることに、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に会社等の議決権の過半数を占め、かつ、前号口からホまでに掲げないずれかの要件に該当する場合における当該会社等

一 中期目標管理法の子

二 中期目標管理法人（当該中期目標管理法人が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等

の關係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び營業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる次のイ、ロ又はハに掲げる場合における当該子会社以外の他の会社等。ただし、財務上又は營業上若しくは事業上の關係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び營業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

イ 子会社以外の

規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この号において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

口 子会社以外の他の会社等の議決権の百分

の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

(1) 役員若しくは職員又はこれらであつた

者で自己が子会社以外の他の会社等の財

務及び營業又は事業の方針の決定に関し

て影響を与えることができる者が、当該

子会社以外の他の会社等の代表取締役、

取締役又はこれらに準ずる役職に就任し

ていること。

(2) 子会社以外の他の会社等に対して重要

な融資を行っていること。

(3) 子会社以外の他の会社等に対して重要

な技術を提供していること。

- (4) 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
- (5) その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- ハ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、かつ、本号ロの（一）から（五）までに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- 三 中期目標管理法人の業務の一部又は中期目標管理法人の業務に関連する事業を行っている一般社団法人、一般財団法人その他の団体であつて、当該中期目標管理法人が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、その財務及び事業の方針決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えることができるもの
- （継続的給付として総務省令で定めるもの）
- 第七条 令第十三条第二号に規定する総務省令で定める継続的給付は、日本放送協会による放送の役務の給付とする。
- （中期目標管理法人の長への再就職者による依頼等の届出の様式）
- 第八条 令第十五条に規定する総務省令で定める様式は、別記様式第一とする。
- （中期目標管理法人の長への再就職の届出の様式）
- 第九条 令第十六条第一項に規定する総務省令で定める様式は、別記様式第二とする。
- 2 令第十六条第二項の規定による届出は、別記様式第三による届出書によるものとする。
- 3 令第十六条第三項の規定による届出は、別記様式第四による届出書によるものとする。
- （国立研究開発法人への準用）
- 第十条 第五条から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において

てこれらの規定中「令」とあるのは「令第十八条において読み替えて準用する令」と、第八条中「様式第一」とあるのは「様式第五」と、前条第二項中「様式第二」とあるのは「様式第六」と、同条第二項中「様式第三」とあるのは「様式第七」と、同条第三項中「様式第四」とあるのは「様式第八」と読み替えるものとす
る。

(常勤職員数の報告)

第十一條 法第六十條第一項の規定による報告は、別記様式第九による常勤職員数報告書を提出して行うものとする。

附

1 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

2 特定独立行政法人の常勤職員数の報告に関する省令（平成十三年総務省令第八十一号）は、廃止する。

附則（平成二九年二月二八日総務省令第八六号）

1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

2 この省令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令別記様式第二、別記様式第三、別記様式第六及び別記様式第七の様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。以後にされるもの）（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の七第一項（同法第五十条の十一）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）について適用し、施行日前にされた同項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出については、なお従前の例による。

附則（令和元年七月一日総務省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第一（第八条関係）

[illegible]

別記様式第二（第九条第一項関係）

[illegible]

備考1 上記の「約束前の求職開始日」とは、独立行政法人の組織、運営及び管理に関する共通的な事項に関する政令（平成22年政令第326号）第16条第4項第3号に規定する日を用いる。

別記様式第三（第九条第二項関係）

[illegible]

別記様式第九（第十一条関係）

此表

備考 1. の「1.以外で共同の対象となる職員」とは、独立行政法人の編成、運営及び管理に係る具体的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）第29条で定める者をいう。

2. の育児短時間勤務職員の現員数については、1人の育児短時間勤務職員（1週間当たりの勤務時間が20時間25分から28時間25分までの範囲内の時間である者に限る。以下同じ。）が占める官職に、他の1人の育児短時間勤務職員を任用している場合には、2人として算入すること。

3. 利用の大きさは、日本産業規格A4として算定すること。